

第2回合併協議会

2000.5.28

5月28日に第2回合併協議会を協議会事務局で開催し、新市建設計画(素案)の報告を受けた後、合併推進協議会の協議を踏まえた「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」「地方税の取扱い」等7議案を原案どおり議決しました。

浦和市の委員が交代

浦和市議会の議長交代に伴い、合併協議会の委員と役員の一部変更があり、議長に就任した清宮義正氏が新たに委員となり、監事に選出されました。同委員は、第1小委員会副委員長、第2小委員会委員にも就任しました。

第4小委員会からの報告

「将来の行政区の区割りのあり方」については、行政区が住民サービスの提供単位であり、かつ市議会議員等の選挙区とも関係するため、各市

で市民・議会等の意見を十分に踏まえて考え方を整理していくことになりました。

「政令指定都市への円滑な準備体制のあり方」については、県からの委譲事務の受入体制を整える必要があるため、まず、「保健所移管」のプロジェクトチームを設置し、早急に具体的な取り組みを開始するという報告が事務局からありました。

新市建設計画(素案)を報告

3市の合併によって誕生する新市(さいたま市)の建設計画(素案)を事務局から報告しました。新市建設計画は、旧3市の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図るためのもので、基本方針と、その方針を実現していくための施策や公共施設の統合整備、財政計画を中心に構成されています。計画の期間は、平成13年度から17年度までの5か年です。

(詳細は、別冊の「概要版」をご覧ください。)

協議事項の7議案を議決

合併協議会で協議する事項は25項目ありますが、第1回協議会で5項目が議決されていますので、残る20項目中の7項目である「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」「地方税の取扱い」「一般職の職員の身分の取扱い」「特別職の身分の取扱い」「公共的団体の取扱い」「町・字名の取扱い」「慣行の取扱い」を原案どおり議決しました。(詳細は、左表をご覧ください。)

新市移行準備会議が発足

合併協議会で議決された事務事業一元化の方針のもとに、新市移行の準備計画や準備作業を行うため、「新市移行準備会議」が5月28日付で発足しました。準備会議は、3市

の助役と埼玉県南水道企業団の副企業長のほか、3市の企画、総務、財政の担当部長及び企業団総務部長等で構成し、委員長は、浦和市の石関満助役が就任しました。



慣行の取扱い

市章等の象徴的事項、市民憲章、都市宣言及び友好都市等を慣行の取扱いとしてまとめ、市民間の連帯感の醸成や市のイメージアップを図る観点から協議し次のようになりました。

- (1)市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。
ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- (2)市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- (3)都市間交流については、新市において継続する。
- (4)名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

一般職の職員の身分の取扱い

地方公共団体の一般職の職員の身分については、市町村の合併が行われた場合には、その合併により消滅する市町村の職員は失職することとなります。しかし、「市町村の合併の特例に関する法律」は、「合併により失職することとなる一般職の職員については、合併市町村の一般職の職員として引き続き身分を保有するように措置しなければならない」と規定されています。これらを踏まえ、人事、給与、福利厚生等について協議が行われました。

なお、特別職の職員、県南水道企業団の職員の取扱いについては、それぞれの協議項目の中で、協議されることになります。

- (1)一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2)任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。